

北海道運輸局公示第7号

(平成24年3月26日一部改正)  
(平成25年3月19日一部改正)  
(平成26年1月27日一部改正)  
(平成27年3月20日一部改正)  
(平成28年7月13日一部改正)  
(平成29年7月14日一部改正)  
(平成30年7月30日一部改正)  
(令和元年7月31日一部改正)  
(令和2年7月28日一部改正)  
(令和3年7月19日一部改正)  
(令和4年7月26日一部改正)  
(令和5年8月1日一部改正)

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて

タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し供給輸送力の削減に向けた取組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の間接的な影響により、北海道においてもタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところである。

このため、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲で、タクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災の間接的な影響による輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両に係る増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認めることとし、その具体的な取扱いについて下記のとおり基準を定めたので公示する。

平成23年5月30日

北海道運輸局長 八 鍬 隆

## 記

### 1 定義

本公示で使用する用語は、タクシー適正化・活性化法、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第81号。以下「準特定地域監督公示」という。）において使用する用語の例による。

### 2 期間限定減車の要件

#### (1) 対象地域の指定

北海道運輸局長は、準特定地域における一般タクシー事業者の一般タクシー車両の車両数の合計が、北海道運輸局長が別に定める当該準特定地域における適正車両数の幅の上限値を下回った場合に、当該準特定地域を期間限定減車の対象地域として指定することとし、当該指定は北海道運輸局長の公示により行うこととする。

ただし、北海道運輸局長は、当該対象地域の一般タクシー車両の車両数の合計が適正車両数の幅の上限値以上になったときは、公示により対象地域の指定を解除するものとする。

#### (2) 期間限定減車期間

北海道運輸局長が公示した日から令和6年1月31日までとする。

ただし、北海道運輸局長は、(1)の対象地域（以下2において「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、必要に応じて期間の延長を行うことができることとする。

#### (3) 期間限定減車対象事業者及び車両

① 対象事業者は、基準車両数からの減休車の割合が、対象地域における一般タクシー事業者の基準車両数の合計と適正車両数の幅の上限値との乖離の割合（以下「減休車率」という。）以上である一般タクシー事業者とする。

② 対象車両は、対象地域における一般タクシー車両であって、北海道運輸局長が当該地域を対象地域として指定した時点、又は期間限定減車を実施しようとする事業者が上記①の要件に合致した時点のいずれか遅い時点以降に当該事業者が減車する車両とする。

#### (4) 期間限定減車車両の取扱い

① 期間限定減車を実施しようとする又は既に実施している期間限定減車を延長しようとする対象事業者は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（別紙様式1）を当該変更

に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。

② 期間限定減車期間中にその減車分の車両を増車する場合には、タクシー適正化・活性化法第15条第1項に規定する事業計画の変更（以下「タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更」という。）認可申請書（別紙様式2）を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。

③ 期間限定減車期間満了後にその減車分の車両を増車する場合には、期間満了前にタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請書を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出し、当該事業計画の変更認可後3ヶ月以内に増車を実施することとする。

なお、期間満了時までには、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請書が提出されなかった場合には、増車しない分の車両は期間満了をもって減車として取り扱うこととする。

### 3 他の各種措置等との関係

(1) 上記2(4)②及び③の事業計画の変更認可申請の認可にあたっては、準特定地域監督公示の記Ⅱ. 1.、2. 及び6. の規定は適用しないこととする。

(2) 期間限定減車による減車は、準特定地域監督公示の記Ⅲ. で規定する監査の特例における減車、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け北海道運輸局公示第56号）1.(7)②ただし書きで規定する減少及び「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について」（平成22年3月31日付け北自旅二第663-2号・北自自第427-2号）の記1.(5)で規定する減車として取り扱わないものとする。

#### 附 則

この公示は、平成23年5月30日から適用するものとする。

#### 附 則（平成24年3月26日付け北海道運輸局公示第61号）

この公示は、平成24年3月26日から適用するものとする。

#### 附 則（平成25年3月19日付け北海道運輸局公示第48号）

この公示は、平成25年3月19日から適用するものとする。

附 則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第89号）

（施行日）

1. この公示は平成26年1月27日から適用するものとする。

（経過措置）

2. この公示の適用の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当するものの減車分の車両を増車する場合には、2(4)及び(5)の規定を準用する。
3. この公示の適用の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、前項に規定するもの以外のものの減車分の車両を増車する場合には、道路運送法第15条第3項の規定による届出によることとする。
4. この公示の適用の際、現に改正前の規定に基づきハイヤー車両の期間限定減車を行っている事業者は、2月以内に当該期間限定減車をしているハイヤー車両について、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当する車両数とそれ以外の車両数を区分してそれぞれの車両数を当該期間限定減車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて別紙3により届け出ることとする。

当該届出により、タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当する車両数と確認されたものにあつては、この数を基準車両数に加える。

なお、期限までに当該届出がなされなかった場合には、当該期間限定減車に係る車両数はタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車に該当しないものの車両数とみなす。

附 則（平成27年3月20日付け北海道運輸局公示第77号）

1. この公示は平成27年3月20日から適用するものとする。
2. 上記附則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第89号）4. に規定する別紙3は削除する。
3. 「「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の経過措置について」（平成26年3月28日付け北自旅二第506号）4. において対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き平成28年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（平成28年7月13日付け北海道運輸局公示第28号）

1. この公示は、平成28年7月13日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き平成29年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（平成29年7月14日付け北海道運輸局公示第18号）

1. この公示は、平成29年7月14日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き平成30年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（平成30年7月30日付け北海道運輸局公示第23号）

1. この公示は、平成30年7月30日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き平成31年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け北海道運輸局公示第30号）

1. この公示は、令和元年7月31日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き令和2年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（令和2年7月28日付け北海道運輸局公示第24号）

1. この公示は、令和2年7月28日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2(4)②又は2(4)③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2(4)①に規定する届出を行うことにより、引き続き

令和3年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（令和3年7月19日付け北海道運輸局公示第17号）

1. この公示は、令和3年7月※※日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2（4）②又は2（4）③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2（4）①に規定する届出を行うことにより、引き続き令和4年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（令和4年7月26日付け北海道運輸局公示第23号）

1. この公示は、令和4年7月26日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2（4）②又は2（4）③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2（4）①に規定する届出を行うことにより、引き続き令和5年7月31日まで期間延長を認めることとする。

附 則（令和5年8月1日付け北海道運輸局公示第36号）

1. この公示は、令和5年8月1日から適用するものとする。
2. この公示の適用の際、現に改正前の規定において経過措置の対象とされた事業者の対象車両のうち、未だこの公示2（4）②又は2（4）③に規定するタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更を行っていないものについては同2（4）①に規定する届出を行うことにより、引き続き令和6年1月31日まで期間延長を認めることとする。

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の  
事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書  
【期間限定減車】

北海道運輸局		※文書番号等	
運輸支局長 殿		届出年月日	令和 年 月 日
届出者	住所	〒 ー	
	フリガナ	連絡担当者等	フリガナ
	名称		氏名
	フリガナ		所属
	代表者名		TEL
		FAX	

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を次のとおり変更するので届出いたします。

1 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数 (期間限定減車)
2 期間限定減車車両数	両
3 実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 その他	

変更に係る新旧対照表

別紙のとおり

※ご注意

本届出による期間限定減車車両の将来の増車認可申請の際に、本届出書の写しが必要になります。  
本届出書の控えを大切に保管しておいて下さい。

受付欄

1. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

所属営業所			新			旧		
			営業所	営業所	営業所	営業所	営業所	営業所
国土交通大臣が定める区分								
ハイヤー車両	都市型	大型車						
		中型車						
		計						
	その他	特定大型車						
		大型車						
		中型車						
計								
タクシー車両	大型車	特定大型車						
		一般車両						
		特種車両	寝台車					
		車椅子車						
		兼用車						
	小計							
	中型車	一般車両						
		特種車両	寝台車					
		車椅子車						
		兼用車						
	小計							
	小型車	一般車両						
		軽特種車両						
		小計						
	普通車	一般車両						
特種車両		寝台車						
車椅子車								
兼用車								
軽自動車								
小計								
合計								

※ タクシー車両のうち、貨客車については、車両数を括弧書きとし、内数とする。

2. 減車車両の明細

所属営業所	届出種別	自動車登録番号	車名	年式	乗車定員	長さ	幅	車種区分	備考
1	期間限定減車				名	m	m		
2	期間限定減車				名	m	m		
3	期間限定減車				名	m	m		
4	期間限定減車				名	m	m		
5	期間限定減車				名	m	m		

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の  
事業計画(事業用自動車の数)変更認可申請書

【期間限定減車車両の増車認可申請】

(「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」(平成23年5月30日付け北海道運輸局公示第7号)に基づく期間限定減車車両に係る増車)

北海道運輸局		※文書番号等	
運輸支局長 殿		申請年月日	令和 年 月 日
申請者	住所	連絡担当者等	フリガナ
	フリガナ		氏名
	名称		所属
	フリガナ		TEL
	代表者名		FAX

道路運送法第15条第1項及び道路運送法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を次のとおり変更したいので認可申請いたします。

1 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数 (期間限定減車の復活増車)
2 増車車両数	両
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 その他	

変更に係る新旧対照表

別紙のとおり

添付書類

- ・増車認可申請車両に係る期間限定減車届の写し
- ・増車申請車両に係る任意保険等への加入計画を証する書面

受付欄	
-----	--

1. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

所属営業所			新			旧			
			営業所	営業所	営業所	営業所	営業所	営業所	
ハイヤー車両	都市型	大型車							
		中型車							
		計							
	その他	特定大型車							
		大型車							
		中型車							
合計									
タクシー車両	大型車	特定大型車							
		特種車両	一般車両						
			寝台車						
			車椅子車 兼用車						
	小計								
	中型車	特種車両	一般車両						
			寝台車						
			車椅子車 兼用車						
		小計							
	小型車	一般車両							
		軽特種車両							
	小計								
普通車	特種車両	一般車両							
		寝台車							
		車椅子車 兼用車							
	軽自動車								
小計									
合計									

※ タクシー車両のうち、貨客車については、車両数を括弧書きとし、内数とする。

2. 損害賠償能力

対人保険賠償額		対物保険賠償額	
<input type="checkbox"/> 無制限	<input type="checkbox"/> 万円	<input type="checkbox"/> 無制限	<input type="checkbox"/> 万円

3. 増車車両の明細

所属営業所	申請種別	自動車登録番号 又は車台番号	車名	年式	乗車定員	長さ	幅	車種区分	備考
1	増車 認可申請				名	m	m		
2	増車 認可申請				名	m	m		
3	増車 認可申請				名	m	m		

4. 増車後に必要となる自動車車庫の収容能力の概要

所属営業所	既認可車庫 面積(A)	増車後収容 車両数	増車後必要車庫 車庫面積(B)	収容率 (B/A×100)
営業所	m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>	%
営業所	m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>	%
営業所	m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>	%

注1 1両当り必要面積 = (車両全長+50cm) × (車両全幅+50cm)

注2 車庫の面積に余裕がない場合(収容率90%以上)は車両配置の平面図を添付して下さい。

北海道運輸局 運輸支局長 殿

宣 誓 書

旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に基づく平成17年国土交通省告示第503号に定める基準に適合する任意保険又は共済に、計画車両全て加入いたします。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名